# 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 （平成十二年自治省令第二十号）

#### 第一条（法第三十一条に規定する総務省令で定める場合）

過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第三十一条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

###### 一

事業税

###### 二

不動産取得税

###### 三

固定資産税

#### 第二条（特別償却設備に係る所得金額等の計算方法）

前条第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

###### 一

その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

###### 二

前号以外の場合

##### ２

鉄道事業又は軌道事業（以下「鉄軌道事業」という。）とこれらの事業以外の事業をあわせて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

##### ３

第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

#### 第三条（法第三十一条に規定する総務省令で定める期間に係る年度）

法第三十一条に規定する総務省令で定める期間に係る年度は、事業税の課税免除又は不均一課税をした最初の年度から五箇年度とする。

# 附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二十八条の規定（以下この項において「旧過疎活性化法の規定」という。）に基づく旧過疎地域活性化特別措置法第二十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二年自治省令第十三号）の規定は、この省令の施行の日以後も、旧過疎活性化法の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

# 附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一四年三月三一日総務省令第四三号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月三一日総務省令第七四号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月三一日総務省令第六四号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

##### ３

第八条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一九年三月三〇日総務省令第四七号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月三一日総務省令第四〇号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年三月三一日総務省令第二八号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条及び第二条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二三年三月三一日総務省令第二五号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年三月三〇日総務省令第三八号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### ５

第五条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年三月三一日総務省令第三九号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日総務省令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

第二条の規定による改正後の離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定、第四条の規定による改正後の半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第五条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第六条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（次条において「新過疎省令」という。）第二条の規定（同条第一項第一号の算式に係る部分を除く。）、第七条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第八条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（附則第四条において「新沖縄省令」という。）第七条の規定、第十条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第十一条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定並びに第十二条の規定による改正後の地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（附則第五条において「新地域再生省令」という。）第三条の規定は、地方税法改正法施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、地方税法改正法施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

#### 第三条

新過疎省令第二条第一項第一号の算式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

# 附　則（平成三一年三月三〇日総務省令第四四号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。